

平成30年度 建設工事等請負業者等競争参加資格停止一覧

番号	競争参加資格停止理由	有資格業者名	措置期間	概要
1	独占禁止法違反 (第2条第1項別表第2第4号)	(1) 大成建設株式会社 (2) 鹿島建設株式会社	平成30年 4月20日から 平成30年10月19日まで (6か月)	左記業者(1)の元常務及び(2)の部長は、東海旅客鉄道株式会社発注のリニア中央新幹線建設工事を巡り、平成30年3月2日、独占禁止法違反(不当な取引制限)容疑で、東京地方検察庁に逮捕された。
2	独占禁止法違反 (第2条第1項別表第2第4号)	(1) 株式会社 大林組 (2) 清水建設株式会社	平成30年 4月20日から 平成30年10月19日まで (6か月)	公正取引委員会は、東海旅客鉄道株式会社発注のリニア中央新幹線建設工事を巡り、独占禁止法に違反する犯罪があったと史料し、左記業者(1)及び(2)を平成30年3月23日、検事総長に告発し、同日、東京地方検察庁は、独占禁止法違反(不当な取引制限)の罪で起訴した。
3	不正又は不誠実な行為 (第2条第1項別表第2第9号)	エコシステム千葉株式会社	平成30年 4月20日から 平成30年 5月19日まで (1か月)	左記業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反したとして、平成30年3月9日に千葉県から10日間の産業廃棄物等収集運搬業及び処分業の全部停止並びに産業廃棄物等処理施設の使用停止の行政処分を受けた。
4	独占禁止法違反 (第2条第1項別表第2第4号) 期間の特例 (第4条第3項) (2)～(4)のみ該当	(1) 前田道路株式会社 (2) 世紀東急工業株式会社 (3) 東亜道路工業株式会社 (4) 鹿島道路株式会社	(1) 平成30年 6月11日から 平成31年 6月10日まで (12か月) (2)～(4) 平成30年 6月11日から 平成30年12月10日まで (6か月)	左記業者は、東京都、東京港埠頭株式会社又は成田国際空港株式会社が発注する舗装工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、平成30年3月28日、公正取引委員会から違反業者として認定され、排除措置命令等を受けた。
5	不正又は不誠実な行為 (第2条第1項別表第2第9号) 及び贈賄 (第2条第1項別表第2第2号)	株式会社 フジタ	平成30年 8月8日から 平成30年10月7日まで (2か月)	左記業者は、農林水産省東北農政局発注の工事において、独占禁止法第19条(不公正な取引方法の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、平成30年6月14日、公正取引委員会から排除措置命令を受けた。 また、左記業者の社員は、国土交通省豊岡河川国道事務所発注工事を巡り、平成30年6月27日、贈賄容疑で兵庫県警察に逮捕された。
6	不正又は不誠実な行為 (第2条第1項別表第2第9号)	株式会社 エム・テック	平成30年 8月31日から 平成30年 9月30日まで (1か月)	左記業者及び使用人は、東京都発注の「平成28年度中潮橋撤去工事」において、京浜港長の許可を受けずに港内で工事を行った期間があったとして、平成30年3月14日、東京地方検察庁から港則法違反で起訴された。

平成30年度 建設工事等請負業者等競争参加資格停止一覧

番号	競争参加資格停止理由	有資格業者名	措置期間	概要
7	不正又は不誠実な行為 (第2条第1項別表第2第9号)	有限会社 小倉商店	平成30年11月15日から 平成31年 2月14日まで (3か月)	左記業者は、平成30年9月13日に開札した市川市発注の「鉄屑等売払い契約」において、落札したにも関わらず、会社都合により、平成30年9月20日に契約辞退を申し出た。
8	不正又は不誠実な行為 (第2条第1項別表第2第9号)	株式会社 横河ブリッジ	平成30年11月15日から 平成30年12月14日まで (1か月)	左記業者の使用人は、西日本高速道路株式会社発注の橋梁工事において、平成28年4月に発生した作業員10人が死傷する橋桁落下事故に関して、平成30年7月26日、神戸地方検察庁から起訴された。
9	不正又は不誠実な行為 (第2条第1項別表第2第9号)	株式会社 奥村組	平成30年11月15日から 平成30年12月14日まで (1か月)	左記業者の使用人は、国土交通省東北地方整備局発注の「一関遊水地長島水門新設工事」において、平成28年7月に発生したクレーン転倒事故に関して、平成30年6月29日、盛岡地方検察庁から略式起訴された。
10	不正又は不誠実な行為 (第2条第1項別表第2第9号)	株式会社 西原環境	平成30年11月15日から 平成30年12月14日まで (1か月)	左記業者及び使用人は、日本下水道事業団発注の「室蘭市蘭東下水処理場他汚泥処理設備工事その11」において、平成28年12月に発生した作業員が死亡する事故に関して、平成30年7月27日、札幌区検察庁から略式起訴された。
11	不正又は不誠実な行為 (第2条第1項別表第2第9号)	日本高圧コンクリート株式会社	平成30年11月15日から 平成30年12月14日まで (1か月)	左記業者の使用人は、国土交通省北海道開発局発注の「函館江差自動車道木古内町大坪沢川橋上部工事」において、平成27年6月に発生した工事関係者が死傷する事故に関して、平成30年6月5日、函館区検察庁から略式起訴された。
12	虚偽記載 (第2条第1項別表第1第1号)	株式会社 富士技術サービス	平成31年 2月 1日から 平成31年 2月28日まで (1か月)	左記業者は、平成30年12月1日に代表者を変更したにもかかわらず、市川市が発注する一般競争入札に旧代表者名で入札を行った。
13	競売入札妨害又は談合 (第2条第1項別表第2第6号)	菱和設備株式会社	平成31年 3月28日から 平成31年 9月28日まで (6か月)	左記業者の浜松支店長は、平成29年12月に実施された磐田市発注工事の入札を巡り、同市の前副市長と都市整備課長から予定価格を事前に入手し、落札し、公正な入札を妨害したとして、平成31年2月1日に公契約関係競売入札妨害容疑で静岡県警察に逮捕された。